

令和 5 年 第 2 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 5 年 2 月 10 日

柳川市農業委員会

第 2 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 2 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 57 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 14名 欠席者 5名

推進委員出席者 17名 欠席者 2名

議 題 議案第 6 号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 7 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 8 号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第 9 号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第 10 号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第 11 号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

報 告

1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

農業委員

出席委員（14名）

1番 高田 一利
4番 吉丸 隆吉
6番 椛島 練二
10番 田中 満義
13番 松藤 和彦
15番 河口 隆光
18番 鐘ヶ江 ゆき子

2番 亀崎 忠治
5番 古賀 勝次
9番 藤木 邦彦
12番 松藤 一利
14番 島添 茂樹
16番 園田 清美
19番 山田 善治

欠席委員（5名）

3番 山田 英行
8番 三小田 由勝
17番 阿志賀 一喜

7番 大淵 秀樹
11番 松藤 政義

推進委員

出席委員（17名）

龍 繁 樹
藤木 二三男
椛島 一晴
古賀 宏義
櫻木 利和
高口 勇晴
松藤 稔
原 壽利
吉開 健

藤吉利 広
亀崎 壽満
梅崎 直祝
野口 秀一
米田 秀俊
平川 貴大
浦 幸之助
三浦 榮一

欠席委員（2名）

鶴田 信行

江口 克子

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

農政課長 木 原 隆 文

農政課農政係長 藤 丸 賢 治

農政課農政係 中 園 歩 嵩

J A 柳川金融課 太 田 知 樹

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第2回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。御着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田善治君）

皆さんこんにちは。コロナも、もう広がりを見せないなら、マスクするのも自主的になろうとしていますが、今度はインフルエンザが広がる兆しというのが懸念されております。皆さんで何に気をつけないといけないということは分かりませんが、とにかく気をつけてください。

本日の出席委員は14名、定足数であります。また、17名の推進委員の方に出席していただいております。よって、ただいまから令和5年第2回柳川市農業委員会の総会を開会します。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和5年

第2回柳川市農業委員会総会議案

議案第6号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第9号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第10号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第11号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

令和5年2月10日提出

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

○議長（山田善治君）

今回提案しております案件は、議案第6号から議案第11号までの6件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、6番の椛島練二委員、14番の島添茂樹委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第6号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積189平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積988平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,630平米、外2筆、合計5,597平米。

自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、こちらはちょっと空白になっていますが、4筆とも全て田と記載のほうをお願いいたします。面積130平米、外3筆、合計280.82平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,325平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積308平米、外1筆、合計735平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は3筆全てで〇〇円。

申請番号4番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は4筆全てで〇〇円。

申請番号5番は、〇〇から、〇〇へ持分3分の1を所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号6番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇円。

以上、申請番号1番から6番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第6号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第6号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第7号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,772平米、外1筆、合計2,194平米。
申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、特定建築条件付売買住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積99平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、自己用住宅及び洗濯干場。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が、特定建築条件付売買住宅9棟を建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

なお、特定建築条件付売買につきましては、前回、口頭で説明した内容を別紙にてお配りしておりますので、お読み取りをお願いいたします。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、既存の宅地を含めたところで、自己用住宅及び洗濯干場を建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は、隣接する土地と一体として、同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第7号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第7号については提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第8号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第8号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積929平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,290平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,474平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積915平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積285平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,177平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

6ページを御覧ください。

受理番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,772平米、外3筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は柳川地区、2番は両開地区、3番は昭代地区、4番と5番は大和地区、6番と7番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。議案第8号の申請番号第1番は、推進委員の龍繁樹委員、藤吉利弘委員、申請番号2番は、推進委員の藤木二三男委員、亀崎壽満委員、申請番号3番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号4番と5番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員、申請番号6番は、推進委員の鶴田信行委員、原壽利委員、申請番号7番は、推進委員の三浦榮一委員、吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの15名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第8号については先ほどの15名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第9号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第9号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、A4サイズ1枚の別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業広告概要表。広告年月日、令和5年2月13日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別・田。農用地の利用内容、水田。面積2万8,009平米、筆数15筆。売り手4名、買い手5名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積2,604平米、外2筆、合計6,230平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和5年2月24日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外6件です。

続きまして、A4サイズ2枚、A3サイズ2枚綴りの農用地利用集積事業広告概要表、中間管理事業分を御覧ください。

農用地利用集積事業広告概要表。広告年月日、令和5年2月13日。

1. 利用権設定関係（農地中間管理事業）。こちらにつきましては、合計のみを朗読させていただきますので、No. 4 / 4 ページの合計欄を御覧ください。

合計、存続期間、始期、令和5年6月10日。利用権の種類、賃借権。地目・田。対象作物、水稻、麦、大豆。面積183,168平米。筆数、103筆。関係農家数、貸し手37戸、借り手1戸。賃借料（10アール当たり）、最高14千円、最低1千円。

利用権の種類、賃借権、地目・畑、対象作物、水稻、麦、大豆。面積1,737平米。筆数、2筆。関係農家数、貸し手2戸、借り手1戸。賃借料（10アール当たり）、最高12千円、最低10千円。

利用権の種類、使用貸借、地目・田、対象作物、水稻、麦、大豆。面積27,358平米。筆数、10筆。関係農家数、貸し手1戸、借り手1戸。

合計面積212,263平米。合計筆数、115筆。合計貸し手40戸、合計借り手1戸となっております。

A3サイズ、各筆明細2枚につきましては、後ほど各自で御確認のほどお願いいたします。

今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第9号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第9号については提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第10号 柳川市農業振興地域整備計画の変更について及び議案第11号 農業の振興に関する計画書の変更についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに農政課より説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第10号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき柳川市農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より同法施行規則第3条の2の規定に基づき意見を求められたので付議する。

続きまして、

議案第11号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の規定に基づき「農業の振興に関する計画書」を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より意見を求められたので付議する。

こちらにつきましては、農政課より説明をお願いします。

○農政課長（木原隆文君）

皆様こんにちは。柳川市農政課課長の木原です。日頃から農業行政全般にわたり御協力を賜り、お礼申し上げます。本日は総会の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

農業振興地域整備計画については、農業の健全な発展を図るために策定し、農業地域について圃場整備や、かんがい排水などの公共投資や、その他農業振興に関する施策を行うための元となるものであります。しかしながら、諸々の事情でやむなく農業振興地域、農用地の除外や用途区分の変更の相談がっております。

整備計画の変更については、年に2回、受付を行っておりますが、今回は11月15日から12月14日まで受付を行ったものです。令和4年度第2回分として、除外7件、用途区分の変更2件の合計9件の案件がございます。この9件について、今回、農業委員さんからの御意見をお伺いするものでございます。

なお、関係する地区の農業委員さん、推進委員さんには、1月19日に現地を見ていただいております。

ちなみに、事務の流れですけれども、農業振興地域整備計画の変更に当たっては、農業委員会や土地改良区、国、県などの関係機関から意見聴取を行い、協議を整え、その後、農業振興地域整備計画促進協議会にてお諮りし、計画変更を決定します。その後、県筑後農林事務所への意見照会や公示などの手続を経て、申請者へ通知をすることになっております。

この後、詳細な説明を担当より行います。どうぞよろしく願いいたします。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

皆さんこんにちは。農政課農振担当の中園と申します。11月15日から12月14日までに除外7件、用途区分変更2件の申出がっておりますので、お手元の資料に沿って説明いたしま

す。座って説明させていただきます。

まず、1番から7番までの除外についてですが、除外の基本的な要件としては、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

必要性、規模の妥当性については、配置図を御参照いただければと思います。

周辺農地の営農、利用集積への影響については、位置図及び農振図より農地の真ん中等ではなく、宅地等、既存の除外地に接続していることを御確認いただければと思います。

パイプライン等の土地改良施設への影響については、関係土地改良区に照会をしているところです。申請地にパイプラインが通っている場合は、移設もしくは機能に支障が出ない施工をしてもらうこととなっております。

土地改良事業についてですが、面整備はほとんど8年以上が経過しております。国営水路のような国営施設機能保全事業がまだ8年経過していないものもありますが、27号計画により、農家世帯からの雇用、導水路などの土地改良施設の維持、保全活動をしていただくことになっております。8番、9番の用途区分の変更は、農用地区域のまま、農業用倉庫等、農業に直接関係する施設を建設する軽微な変更です。場所については、除外のように既存の除外地と接続しておりませんが、土地改良施設については、除外と同様に意見照会をしております。

それでは、1番から説明していきます。

申請番号1番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積189平米。計画変更の内容は、一般住宅の敷地拡張。転用者、〇〇。図面等については、1ページから3ページとなっております。

申請番号2番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積231平米。計画変更の内容、共同住宅の敷地拡張。転用者、〇〇。図面等については、4ページから6ページとなっております。

申請番号3番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積228平米。計画変更の内容、駐車場。転用者、〇〇。図面等については、7ページから9ページとなっております。

申請番号4番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積107平米。計画変更の内容、一般住宅の敷地拡張。転用者、〇〇。図面等については、10ページから12ページとなります。

申請番号5番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、外2筆。面積929平米。計画変更の内容、

資材置場。転用者、〇〇。図面等については、13ページから15ページとなります。

申請番号6番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積356平米。計画変更の内容、農家の分家住宅。転用者、〇〇。図面等については、16ページから18ページとなります。

申請番号7番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積200平米。計画変更の内容、一般住宅及び工場の敷地拡張。転用者、〇〇。図面等については、19ページから21ページとなります。

申請番号8番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積282平米のうち31平米。計画変更の内容、農業用倉庫の敷地拡張。転用者、〇〇。図面等については、22ページから24ページとなります。

申請番号9番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、外1筆。面積453平米。計画変更の内容、農業用倉庫。転用者、〇〇。図面等については、25ページから27ページとなります。

なお、申請地を地元委員さんに現地確認をしていただき、意見を伺っていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに農政課より議案の説明が終わりました。

議案第10号及び議案第11号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第10号及び議案第11号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告に移ります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の8ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,517平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇、〇〇。備考、離作料なし、外7件です。

続きまして、10ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年1月13日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積130平米、外3筆。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。備考、解約日、令和5年1月12日、外1件です。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告は終了いたしました。

続きまして、その他について事務局より説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

それでは、その他事項で、農業者の年金の推進についてです。今月2月が柳川市の農業者年金の加入推進の強化月間となっております。近隣に住んであるお知り合いの農業者の方に、加入推進のほうをお願いします。今日、農協の本所の金融課の太田さんのほうにも来ていただいていますので、自己紹介だけ。

○J A 柳川金融課（太田知樹君）

こんにちは。J A 柳川の金融課から参りました太田といたします。主に年金業務を担当しております。よろしく申し上げます。

○事務局職員（田中道博君）

それでは、令和4年に農業者年金につきましては、少し改正もあっていますので、おさらいも含めて、農業者年金の概要をお手元のカラー印刷、15ページの冊子を見ながら、簡潔に説明していきたいと思っています。

最初に、2ページを御覧ください。農業者年金は、農業者の老後生活の安定、意欲ある農業者の確保を目的とした国民年金に上乘せするための政策的な年金制度となっております。

3ページになります。活動の目標としましては、農業者年金を知らない農業者をゼロにするという目標がございます。

4ページになります。農業者年金の6つのポイントとしましては、次ページから説明をしていきます。

5ページにまいります。ポイント1、広く加入できます。加入資格としましては、20歳以上65歳未満。国民年金の第1号被保険者、60歳以降は任意加入となっております。年間60日以上農業に従事する者。種類としましては、通常加入、政策支援加入、保険料の国庫補助等もあります。国民年金の付加年金への加入が必要となっております。

6ページにまいります。ポイント2、少子高齢時代に強い積立て方式と確定拠出型があり、毎年6月に加入者全員に、付利通知等をお知らせいたします。

7ページは後日お読み取りください。

8ページにまいります。ポイント3、保険料、通常加入、月額20千円から67千円の間で選択でき、経営状況に応じていつでも変更ができます。35歳未満につきましては、一定の要件を満たす方につきましては、月額10千円から加入もできます。

続きまして、9ページを御覧ください。ポイント4、終身年金、年金は65歳から一生涯受け取れるというような制度になっております。65歳から75歳の間に裁定請求したときに、年金額が確定し、支給が開始されます。死亡一時金等もございます。

10ページを御覧ください。ポイント5、税制面での優遇措置もございます。支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となっております。

11ページを御覧ください。ポイント6、保険料の国庫補助、政策支援加入等もございます。

要件につきましては、60歳までに20年以上の加入が見込まれるほかに、区分1から5の表がございますので、後ほどお読み取りください。

続きまして、13ページを御覧ください。農業者年金の受取見込額につきましては、下記の表のとおりとなっておりますので、加入年齢が若ければ若いほど、受給総額ととも増えるというような年金となっております。

続きまして、14ページを御覧ください。できるだけ若い年齢で加入を。若いときから加入すれば、月々の負担が少なくても、豊かな老後生活に備えることができるということで、なるべく若い年齢で推進のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

15ページを御覧ください。農業者年金の加入推進のポイントとしましては、①対象者に応じたアプローチですね。後継者助成、相手の状況に合ったアプローチをお願ひいたします。②後継者、配偶者に勧める際は、家族も一緒にということで、できる範囲でお願ひいたします。③対象者をよく知っている人と一緒に訪問していただくというような、聞く側も安心されるというところでお願ひします。④試算表などを活用、興味のある方がいらっしゃったら、農業委員会事務局か、もしくはJA本所金融課の太田さんまで、何か御相談のほうをよろしくお願ひします。

農業者年金加入推進につきまして、何か質問等がございますでしょうか。

○推進委員（高口勇晴君）

現在、若い方で加入はどれぐらいの割合でされていますか。例えば、施設園芸とかしてある方、新規で始めた方。

○事務局職員（田中道博君）

人数ということですか。

○推進委員（高口勇晴君）

はい、ほぼ大体入っていらっしゃるのか。最近、新規で施設園芸をされる方がたちは加入してあるやろかと思ってですね。

○事務局職員（田中道博君）

そうですね、新規営農の方はあんまり、昨年度で言うなら、1名から2名、入ってはいただいています。

○推進委員（高口勇晴君）

なるほど。私のいところが、イチゴを始めて、私は入れ入れ、入っつけ入っつけ、若いとき

がよかぞと言っていますが、今、入っているかは知らないですが、勧めていただきたいと思
います。私も入ろうと思ってしたときがちょうど昭和62年やったかな。後継者がおらんなら
もらわれんとかを聞いて、ちょっと後悔した時期があったですもんね。

○事務局職員（田中道博君）

そうですね、1年間は20千円から67千円まで自分で選べる状況ではありますね。政策支援
加入といって、国庫補助関係を追加分でもらいたい場合のみは経営移譲年金、経営を移譲す
る息子さんとか第三者とかに必要なんですけれども、自分が掛けた分というのは、また戻っ
てくる、基本的な農業者老齢年金として受給はできますので。必ず経営を移譲しなければい
けないとか、そういったのはないですね。

○推進委員（高口勇晴君）

すみません、ありがとうございました。

○事務局職員（田中道博君）

ほかに御質問等はございますでしょうか。

○議長（山田善治君）

私もいいですか。

○事務局職員（田中道博君）

はい。

○議長（山田善治君）

私どもが農業者年金を掛けてから、暫くしてからそれが終わって、また農業者年金の始
まったと思う。そしてから、何年かしたら破たんした。だから、後からかたった者は、誰で
ももう80歳過ぎまで生きていないと元を取らないぞというようなふうになっていました。だ
から、経営を移譲しないともらえない、きちっと移譲すると金額がばさらか少なくなって、
結果、少なくしかももられないという条件になったかも。だから、そんなのが私どもは身に
しみとるもので、またそんなふうになるならちょっと息子たちに言ってもあんまり勧められ
ないような気がします。

○事務局長（乗富和也君）

私も旧制度と現在の農業者年金の制度の違いとかちょっと詳しいところが理解はしており
ませんけれども、恐らく先ほどから資料でちょっと説明した分については、特に若い農業者
の方というのは、当然掛けていく年数も長くなりますから、その分早めに農業者年金をス

タートしておけば、行く行くの老後に向けて、いかがでしょうかというふうな推進をしていくことで、本日、説明をさせていただいております。それで、以前、そういう制度の変わり目というところで、なかなか推進がしにくいというお話は私も以前は聞いたことがございますけれども、それぞれお近くの若い方とか、特にこれから年数も長く頑張ってください方については、どげんかいという声かけもさせていただいて、あれだったら、また農業委員会のほうに改めて御本人さん、前もって連絡いただければ、時間調整をして、説明などをさせていただきたいと思っておりますので、よろしければ、農業委員会はこの農業者年金を推進する立場にもありますので、その辺、御理解の上、周囲の方への声かけもよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

○議長（山田善治君）

将来の若者のことを考えて、入りたいと言う者がいたら、農協に行って、ついていって、よく説明をして、こげんぞということをお納得させてから入らせないとはいけませんね。またそのときは農協に来るからお願いしときます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（山田善治君）

続きまして、連絡事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

3点、連絡事項を申し上げます。

まず、1点目の先ほどのあっせん委員に指名された推進委員の皆さんには、後ほど資料をお渡ししますので、よろしくお願ひします。

続いて、2点目が次回、3月の総会です。次回の総会は3月10日、金曜日になります。時間は午後2時から開催したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、3点目が、冒頭にお配りしておりました農地パトロールの関係でございますが、昨年、夏場にパトロールをしていただき、各班、報告をいただき、それによって年末に指導の文書等を該当する方には発送いたしております。

その間、また今日現在までにかけて動きがあったりした分を、各班別の明細のところ記載いたしております。

1ページ目が遊休農地の各班の状況、それから、2ページ目が班ごとの遊休農地の明細ですね。3ページ目が、各班の無断転用の状況、それと、4ページが班別に無断転用の明細と

いうふうなことであります。今日現在でいきますと、遊休農地が少し減っております、昨年度と比べると、筆数にして2筆、面積で2,038平米、今のところ減った状況になっております。無断転用のほうについては、昨年度と同じく変動はあっておらないということでございます。

例年ですけれども、2回目のパトロールを各班に実施をいただいて、年度末のまとめをしていきたいと思っております。

それで、今日資料をお配りさせていただいておりますが、よろしければ各班、次の総会が3月10日ですので、10日の日に報告という形でも結構ですので、3月10日までにパトロールを実施していただいて、また事務局のほうに報告いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○4番（吉丸隆吉君）

いいですか。

○議長（山田善治君）

はい、どうぞ。

○4番（吉丸隆吉君）

無断転用のところですけど、何回か言いましたが、なかなか変わらないんですよ。ちょっと協力をお願いしますが、なかなか協力してもらえない。その都度やっぱり会って話したがいいんですか。

○事務局長（乗富和也君）

一応、その該当する方には全て年末までに文書なりを事務局から発送はいたしております。特に無断転用の場合には、農振農用地をそういうふうは無断にしてある場合が、各班の皆さんもそうだと思うんですけど、そこを改善するのがなかなかハードルが高いというのが各班の現状だろうというふうに思いますが、もし何か機会があって、たまたま会ったりとか訪問とかしていただいて、こんなふうというふうなお話を逆に聞かれたりする機会があれば、その辺の、行って会ったらこんなふうに言われていたとか、そういう情報をまた事務局のほうに教えていただきたいと思っております。

○4番（吉丸隆吉君）

いや、あんまり言うと口論になってしまうような感じもあるけんね。

○事務局長（乗富和也君）

その辺は、それをよしとすることはできないかもしれないけど、相手のおっしゃってある内容もちょっと聞きながら、最終的には改善をしていただくのが一番いいでしょうけどですね。

○4番（吉丸隆吉君）

要請はするけど、なかなか。はい、ありがとうございました。

○事務局長（乗富和也君）

ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。また、総会が全て終わった後でも結構です。

そうしましたら、連絡事項は以上でございます。

○議長（山田善治君）

ほかに何か、質問のある方はいらっしゃいますか。

なければ、これをもちまして、令和5年第2回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時57分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年2月10日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

会議録署名委員 椛 島 練 二

〃 島 添 茂 樹